

第9期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 次第

日時：平成29年6月1日（木）

午前10時から

場所：練馬区役所本庁舎5階 庁議室

議 事

1 報 告

- (1) 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について
（学校教育支援センター）・・・・・・・・・・ 資料1

- (2) 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について
（高齢者支援課）・・・・・・・・・・ 資料2

- (3) 平成28年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況
について（情報公開課）・・・・・・・・・・ 資料3

2 その他

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 29 年 3 月 15 日

2 適用理由

教育支援に関する業務において、学習支援事業（中 3 勉強会）を実施するにあたり、事業の対象となる就学援助制度の準要保護認定を受けている世帯に案内を送付するため、学務課の就学援助に関する業務に係る個人情報を利用した。

3 利用課

教育振興部 学校教育支援センター

4 利用した個人情報

氏名、住所、生年月日、性別、学校名、学年

5 提供課

教育振興部 学務課

6 利用方法

学務課から、対象となる世帯の個人情報の提供を受け、学校教育支援センターにおいて、対象者リストの作成や案内の送付に利用した。

7 添付資料

平成 29 年度 学習支援事業（中 3 勉強会）のご案内

8 事例への追加

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型1に、事例を追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	<u>○就学援助に関する業務（1305-02）</u> <u>⇒教育支援に関する業務（1309-04）</u>

第3号様式（第8条関係）

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	1	3	0	9	—	0	4
目的外利用する所管課名	教育振興部 学校教育支援センター						
目的外利用する業務の名称	教育支援に関する業務						
目的外利用する業務の目的	学習支援事業を実施するにあたり、対象者リストの作成および案内を送付するため。						
目的外利用させる業務登録番号	1	3	0	5	—	0	2
目的外利用させる所管課名	教育振興部 学務課						
目的外利用させる業務の名称	就学援助に関する業務						
目的外利用の期間	<input checked="" type="checkbox"/> 平成29年 3月15日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 平成12年 4月 日以降継続						
目的外利用する管理個人情報の記録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input checked="" type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input type="checkbox"/> 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) <input type="checkbox"/> 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) <input type="checkbox"/> その他 ()						
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input type="checkbox"/> 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(4-1)						
目的外利用の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> その他()						
個人情報保護管理責任者	学校教育支援センター所長						

ご案内

現在、就学援助制度の準要保護認定を受けている世帯を対象に、練馬区教育委員会が実施する事業についてお知らせします。

中学校3年生を対象に、学習支援(平成29年度 中3勉強会)を区内7か所で実施します
～基礎学力のアップを目指します～

【対象】平成29年3月23日現在、練馬区の就学援助(準要保護)を受給している中学校2年生(新中3生)であり、平成29年4月5日時点で引き続き練馬区に在住している方
[※ なお、現に練馬区で生活保護を受給している世帯の新中3生も対象となります。対象世帯には別途お知らせしています。]

【受講料】 無料

【内容】○主に「国語・数学・英語」の基本を学習します。

必要に応じて、社会・理科・小論文の学習も行います。

○個々の進度に合わせた個別指導の形式で行います。

必要な場合は、過去の学習内容にもさかのぼって、ていねいに教えます。

※ 支援は、区が委託した事業者が行います。

※ 基礎的な学力の定着を目的としています。学校の成績アップや高校受験合格を保証するものではありません。

※ 単なる学習塾ではなく、学習支援を通じて、勉強することは自分の将来のために必要であるということ子ども達に理解してもらうことを目指しています。

■**ご注意** **実施期間中、必ず出席できる方が対象**です。

- ◆塾や習い事を理由とした欠席(遅刻、早退含む)は認めておりません。
※ この理由による欠席等が判明した場合は、利用を取り消す場合があります。
- ◆部活動や学校行事などによる遅刻・欠席や、体調不良の場合を除き、必ず出席してください。

【日時】○平成29年6月～平成30年3月末(6月～11月は週1日、12月～3月上旬は週2日)
○午後6時30分～午後8時30分 ※ 夏休み・冬休みは、曜日・時間を変更する場合があります

【会場】○区内7か所の会場の中から、住所地をもとに、区が1か所を指定します。
会場の指定はできません。(各会場の利用者数は40～50人を予定しています。)

※ 近くの会場に通えない事情がある場合は、利用申込書の「配慮してほしいこと」の欄に理由を具体的に記入してください。利用決定後に事情の申し出があっても、会場の変更はできません。

予定会場	交通	実施曜日
練馬区立貫井図書館 (貫井1-36-16)	西武池袋線「中村橋駅」北口から徒歩3分	木曜 週2日期間は、火曜・木曜
練馬区立学校教育支援センター (光が丘6-4-1)	都営大江戸線「光が丘駅」から徒歩8分	木曜 週2日期間は、月曜・木曜
練馬区立平和台図書館 (平和台1-36-17)	東武東上線「東武練馬駅」南口から徒歩15分 東京メトロ有楽町線「平和台駅」南口から徒歩15分	火曜 週2日期間は、火曜・木曜
練馬区男女共同参画センターえーる (石神井町8-1-10)	西武池袋線「石神井公園駅」西口から徒歩6分	月曜 週2日期間は、月曜・木曜
練馬区立石神井図書館 (石神井台1-16-31)	石神井公園駅南口から徒歩15分 石神井公園駅南口から「荻窪14」行(西武バス)で「J」A東京あおば」下車徒歩2分	水曜 週2日期間は、水曜・金曜
大泉特別養護老人ホーム (東大泉2-11-21)	西武池袋線「大泉学園駅」北口下車徒歩15分	火曜 週2日期間は、火曜・金曜
練馬区立大泉図書館 (大泉学園町2-21-17)	西武池袋線「大泉学園駅」北口から徒歩15分 大泉学園駅北口から朝霞駅行、福祉センター入口行(西武バス)で「住宅前」下車徒歩2分	水曜 週2日期間は、水曜・金曜

■ 申込みにあたっての留意点

- ① この事業は、所得要件があるため、**対象の方（練馬区から、この案内が届いた方）以外はお申込みいただけません。**ご友人等を誘ってのお申し込みはご遠慮ください。
- ② 「中3勉強会」は6月～11月は週1日、12月～3月上旬は週2回実施する予定です。
「中3勉強会」のご利用を希望された場合は、学校等の行事等や体調不良で出席できない場合を除き、必ず出席してください。出席率が低い場合は、途中でご利用を取り消すこともございます。
- ③ 申込みにあたっては、参加する生徒さんの利用希望確認を行います。**利用申込書の裏面は、必ず生徒さん本人が直筆で記入してください。（未記入の場合は受け付けできません。）**
- ④ 利用申込書の「配慮してほしいこと」の欄には、近くの会場に通えない事情がある場合は具体的な理由、そのほかに、学校にあまり登校できていない場合はその状況や、ご家庭で気付いた本人の課題(特性)などあれば、記入してください。

■ 申込み方法

- 参加を希望する方は、別紙の**利用申込書**に必要事項をご記入いただき、確認事項にご同意（記名・押印）のうえ、**平成 29 年 4 月 5 日(水)必着**にて、下記の担当係に郵送または持参により提出してください。※ 利用申込書の裏面は、生徒様ご本人が記入してください。

ご注意1平成 28 年 1 月 1 日時点で練馬区外に居住していた方

利用要件の確認に必要な税情報等を練馬区では確認できないため、**利用申込書**だけでなく、**現在の世帯全員の税に関する証明書(平成 28 年度住民税 課税・非課税証明書)**も提出してください。

ご注意2練馬区に転入する前の自治体から児童扶養手当を受給している方

受給状況を練馬区では確認できないため、転入前の自治体が発行した受給を確認できる書類も提出してください。

■ 結果について

- 利用の可否および利用する会場については、郵送にて通知します。（4月下旬発送予定）

■ 書類の提出先

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1

学校教育支援センター 管理係 （電話）6385-9911

受付期限 **平成 29 年 4 月 5 日(水)必着**

- ※ 持参の場合は、土日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日（4/5）のみ、午後8時まで持参での提出可。

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 29 年 3 月 24 日

2 適用理由

平成 29 年 4 月から、高齢者の支援に関する業務の一つとして、「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」を開始した。

本事業は、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の高齢者（以下、「ひとり暮らし高齢者等」という。）のうち、介護サービスの利用がなく、生活保護を受給していない者を事業の対象者としている。

対象者のリストを作成するにあたり、介護サービスの利用状況および生活保護の受給状況に係る個人情報を利用した。

3 利用課

高齢施策担当部 高齢者支援課

4 利用した個人情報

氏名、住所、生年月日、性別、介護サービスの利用状況、生活保護の受給状況

5 提供課

高齢施策担当部 介護保険課

福祉部 総合福祉事務所

6 利用方法

高齢者実態調査をもとに、ひとり暮らし高齢者等のリストを作成した。

このリストを、介護サービスの利用状況および生活保護の受給状況に係る個人情報と照合し、事業対象者の絞り込みを行った。

7 添付資料

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施について

8 事例への追加

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型1の事例「介護保険に関する業務（0604-01）」および「生活保護に関する業務（0608-06）」に、「高齢者の支援に関する業務（0609-08）」を追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	○介護保険に関する業務（0604-01） ⇒ <u>高齢者の支援に関する業務（0609-08）</u> ○生活保護に関する業務（0608-06） ⇒ <u>高齢者の支援に関する業務（0609-08）</u>

第3号様式（第8条関係）

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	0	6	0	9	—	0	8
目的外利用する所管課名	高齢施策担当部 高齢者支援課						
目的外利用する業務の名称	高齢者の支援に関する業務						
目的外利用する業務の目的	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施するにあたり、対象者を特定するため						
目的外利用させる業務登録番号	0	6	0	4	—	0	1
目的外利用させる所管課名	高齢施策担当部 介護保険課						
目的外利用させる業務の名称	介護保険に関する業務						
目的外利用の期間	<input checked="" type="checkbox"/> 平成29年 3月24日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 平成12年 4月 日以降継続						
目的外利用する管理 個人情報記録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input type="checkbox"/> 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input checked="" type="checkbox"/> 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) <input checked="" type="checkbox"/> 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) <input type="checkbox"/> その他 ()						
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input type="checkbox"/> 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(4-1)						
目的外利用の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> その他()						
個人情報保護管理責任者	高齢者支援課長						

第3号様式（第8条関係）

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	0	6	0	9	—	0	8
目的外利用する所管課名	高齢施策担当部 高齢者支援課						
目的外利用する業務の名称	高齢者の支援に関する業務						
目的外利用する業務の目的	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施するにあたり、対象者を特定するため						
目的外利用させる業務登録番号	0	6	0	8	—	0	6
目的外利用させる所管課名	福祉部 総合福祉事務所						
目的外利用させる業務の名称	生活保護に関する業務						
目的外利用の期間	<input checked="" type="checkbox"/> 平成29年 3月24日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 平成12年 4月 日以降継続						
目的外利用する管理 個人情報記録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input type="checkbox"/> 心身健康(健康状態、病歴、障害など) <input checked="" type="checkbox"/> 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) <input type="checkbox"/> その他()						
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input type="checkbox"/> 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(4-1)						
目的外利用の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> その他()						
個人情報保護管理責任者	高齢者支援課長						

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施について

区政改革計画に基づき、高齢者相談センター支所と区民ボランティアが連携して、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し支援につなげる「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業(以下「訪問支援事業」という。)」を実施する。平成 29 年度は 3 か所でモデル事業を実施する。

1 事業の目的

ひとり暮らし高齢者は平成 29 年 1 月現在、約 4 万 9 千人であり、今後も増加が見込まれている。複数世帯に比べて、ひとり暮らし高齢者の要介護認定率は高い傾向にある。

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の高齢者(以下「ひとり暮らし高齢者等」という。)が地域で孤立することのないよう、生活実態を把握するとともに、介護予防や相談等の必要な支援につなげることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 訪問支援員による自宅訪問(年 1 回程度)

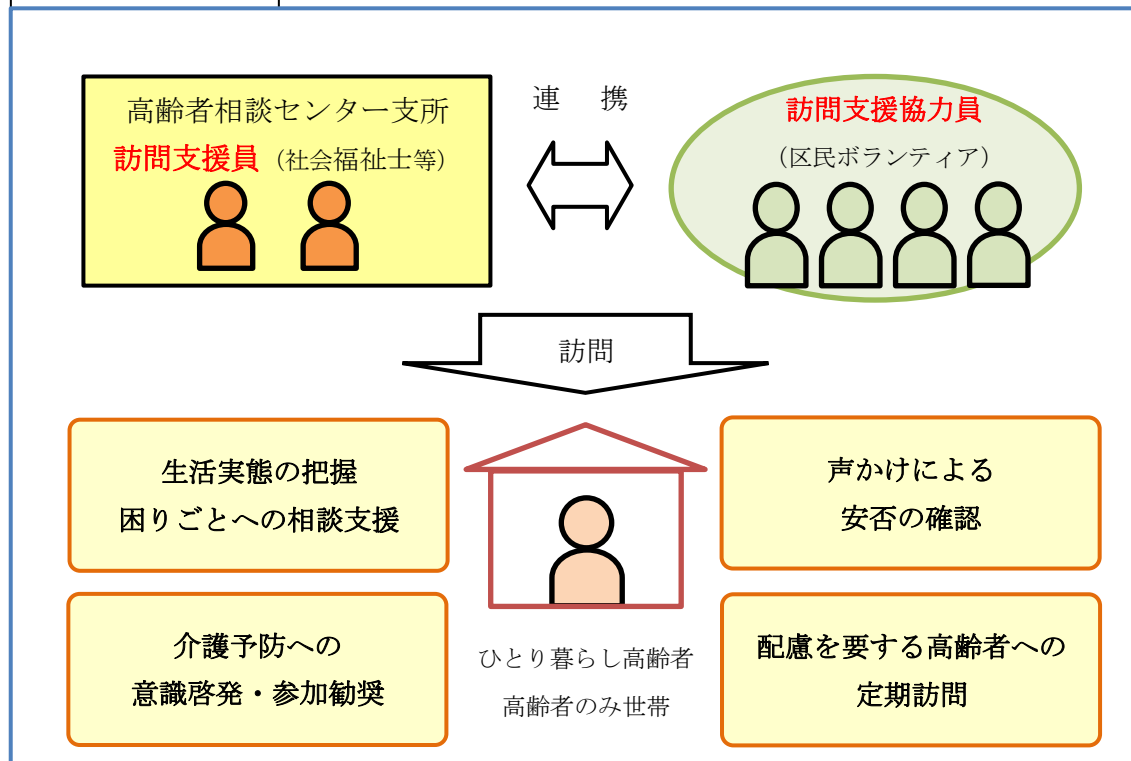
高齢者相談センター支所に訪問支援員(社会福祉士等の資格を有する専門員)を新たに配置し、介護サービスや生活保護等を受けていないひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問する。健康長寿チェックシート等により生活実態を把握するとともに、心身の状況や生活環境に応じた介護予防事業を案内するほか、相談等に対応する。

(2) 区民ボランティアによる定期訪問(月 1 回程度)

新たに区民ボランティアによる訪問支援協力員制度を設け、訪問支援員が自宅訪問をした結果、認知症の症状や生活状況等から定期的な実態把握が必要な方に対して、訪問支援協力員が定期訪問を行う。異変があった場合は、訪問支援員に連絡し、高齢者相談センター支所と連携して介護サービス等の必要な支援につなぐ。

区民ボランティアは、見守り訪問員、認知症ステップアップ講座修了者、高齢者支え合いサポーター等にご協力いただくほか、区報や区ホームページ等で募集する。また、訪問支援協力員の資質向上のための研修を定期的実施する。

事業イメージ



平成 28 年度（2016 年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

平成 29 年 5 月

練馬区総務部情報公開課

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における平成28年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は765件、請求者は185人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約42.5%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	325
区政一般	169
入札・契約など	66
児童福祉	62
教育	54
保健・衛生・医療	34
社会福祉	32
環境・清掃	21
議会	2
合計	765

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区内個人	40	235
区外個人	37	220
区内法人等	46	81
区外法人等	62	229
合計	185	765

表3 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
営業活動	504
区政の監視、区民参加	154
学問的な調査・研究	87
請求目的の記載なし	14
私的利害の調整	6
合計	765

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「取り下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約99.4%だった。また、公文書公開に関する審査請求が2件あった。

表4 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	307
部分公開	391
非公開	4
不存在	17
存否応答拒否	0
取り下げ	46
合計	765

表5 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの	198
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害すると認められるもの	174
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	18
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの	2
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	113
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	0

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表6 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	32
2週間までに決定したもの	228
15日かかったもの	239
決定期間を延長したもの	220
取り下げられたもの	46
合計	765

表7 請求方法

請求方法	請求者数（人）
窓口	103
インターネット	59
ファクシミリ	20
郵送	3
合計	185

○ 個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における平成28年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は213件で、請求者は70人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求は1件だった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数（人）	件数（件）
区民	52	107
区民以外の者	18	106
合 計	70	213

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数（件）
開 示 請 求	全部開示	115
	部分開示	88
	全部非開示	2
	不存在	8
	存否応答拒否	0
	取り下げ	0
訂正請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		0
合 計		213

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	31
2週間までに決定したもの	113
15日かかったもの	13
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	56
取り下げられたもの	0
合計	213

2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。平成29年3月末現在の登録数は501件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。平成29年3月末現在の登録数は277件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。平成29年3月末現在の外部委託の業務数は588件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会が必要であると認めた場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。平成28年度の目的外利用の延べ人数は2,546人、外部提供の延べ人数は281,321人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。平成29年3月末現在の結合件数は64件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民健康保険に関する事務	国保年金課	平成29年3月27日

8 個人情報にかかる不適切な事務処理

平成28年度に発生した個人情報にかかる不適切な事務処理は、つぎのとおりである。

表5 個人情報にかかる不適切な事務処理

	種別	内容	原因	所管
1	誤送付 (7)	【28年6月】 委託事業者がふれあい農園事業の当落通知を誤送付（3人）	宛名と封入物の確認が不十分だったため。	都市農業課
2		【28年7月】 国民健康保険被保険者資格証明書を誤送付（1人）	委託事業者による宛名と封入物の確認が不十分だったため。	収納課
3		【28年7月】 納税通知書を誤送付（3人）	同上	税務課
4		【28年8月】 後期高齢者医療制度限度額適用・標準負担額減額認定申請書を誤送付（2人）	宛名と封入物の確認が不十分だったため。	国保年金課
5		【28年12月】 地域生活支援事業者登録変更届出書の写しを誤送付（1人）	同上	障害者サービス調整担当課
6		【29年2月】 郵送証明発行業務において、委託事業者が返却書類を誤送付（1人）	同上	戸籍住民課
7		【29年2月】 生活保護費返納金督促状を誤送付（1人）	同上	練馬総合福祉事務所

	種 別	内 容	原 因	所 管
8	紛 失 (5)	【28年5月】 マイナンバー通知カード受取り受付書兼受領書を紛失(1人)	誤って廃棄したと思われる。	戸籍住民課
9		【28年5月】 生涯学習団体届出書を紛失(13団体)	同上	スポーツ 振興課
10		【28年6月】 戸籍に関する証明書の請求書を紛失(4人)	不要となった帳票と一緒に、誤って廃棄したと思われる。	戸籍住民課
11		【28年7月】 部活の競技会において、個人情報が入ったバッグを盗難されたことにより紛失(28人)	競技場の荷物置き場にバッグを置き、その場を離れたため。	教育指導課
12		【28年12月】 区民事務所において、国民健康保険異動届を紛失(1人)	誤って廃棄したと思われる。	戸籍住民課
13	誤交付 (3)	【28年9月】 区民事務所において、別人の印鑑登録関係書類に署名・捺印(1人)	処理番号を他人の処理番号と勘違いしたため。また、住所・氏名の確認を怠ったため。	戸籍住民課
14		【28年10月】 区役所休日夜間窓口において、委託事業者が住民票を別人に交付(1人)	婚姻届とともに預かった書類(封筒に入った住民票)を所定の場所に保管せず、誤って配布用封筒ケースに入れたため。また、封筒を使用する際、中身の確認を怠ったため。	総務課
15		【29年3月】 区民事務所において、印鑑登録証明書を交付の際、別人のものを含めて交付(1人)	出力時および交付時に枚数の確認を怠ったため。	戸籍住民課
16	誤送信 (2)	【28年5月】 指定管理者が運営する福祉作業所において防災訓練中、メール登録者のメールアドレスを誤送信(20人)	登録者にメールを一斉送信した際、BCCではなくTOで送信したため。	障害者施策 推進課
17		【28年7月】 委託事業者が手話通訳者決定連絡表をFAXで誤送信(1人)	2名で確認したが確認方法が十分ではなく、FAX番号を誤入力したため。	石神井総合 福祉事務所